

福岡県公報

平成十八年四月二十六日
第二千五百一十六号
増刊 ①

福岡県告示第八百八十八号
(1) 一のハに掲げる地域の基準値 臭気指数 十一
(2) 一のニに掲げる地域の基準値 臭気指数 十五

福岡県告示第八百八十八号
福岡県農業経営負担軽減支援資金利子補給規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年四月二十六日

告示 (第八百八十七号・第八百八十八号)

○悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の一部改正 (環境保全課)

○福岡県農業経営負担軽減支援資金利子補給規程の一部を改正する告示

示 (農業経済課)

告示

告示

福岡県告示第八百八十七号

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準 (平成十四年三月福岡県告示第四百七十三号) の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から施行する。

平成十八年四月二十六日

福岡県知事 麻生 渡

第一條 中「農業経営負担軽減支援資金実施要綱 (平成十三年五月一日付け十三経営第一百四号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」とこう。) 第二」を「農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン (平成十七年四月二十日付け十六経営第八百九百五十三号農林水産省経営局長通知。以下「ガイドライン」とこう。) 第二」に、「要綱第一の四」を「ガイドライン第一の二」に改め、「要綱及び」を削る。

第一條を次のように改める。

(利子補給率等)

第一條 支援資金の利子補給率は年一・二五ペーセント、貸付利率は、農業経営負担軽減支援資金の貸付利率について (平成十七年四月二十日付け十六経営第八百九百四十八号農林水産省経営局長通知) に定められた率とする。

様式第一号中「農業経営負担軽減支援資金実施要綱 (平成13年5月1日付け13経営第204号農林水産事務次官依命通知) 第2」や「農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン (平成17年4月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知) 第1」に改める。

二 荏田町の区域のうちB地区

三中「一のハ」を「一のハ及びニ」に改める。

法第四条第一項第一号の規定に基づく事業場から排出される悪臭原因物である気体の当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

様式第一号の「農業経営負担軽減支援資金実施要綱 (平成13年5月1日付け13経営第204号) 第2の1」や「農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン (平成17年4月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知) 第2の1」を改め

発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

この告示は、公布の日から施行する。
附則

販印
壳刷
九福岡市
州博多区
エ比恵二丁目
株式会社
社号

定価
一箇月一三五〇円(税込・郵便料別)